



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

483	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	1
484	三谷井土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	1
485	三谷井土地改良区の定款変更の認可	(").....	2
486	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	2
487	保安林の指定予定の通知	(").....	3
488	〃	(").....	3
489	保安林予定森林	(").....	3
490	〃	(").....	4
491	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	4
492	〃	(").....	5
493	道路の区域変更	(道路保全課).....	5
494	〃	(").....	5
495	道路の供用開始	(").....	6
496	道路の区域変更	(").....	6
497	道路の供用開始	(").....	7

○ 選挙管理委員会告示

27	政治団体の届出事項の異動の届出	7
28	政治団体の解散の届出	9
29	政治団体の設立の届出	9
30	政治活動のため寄附を受け、又は支出することができない団体	9

告 示

和歌山県告示第483号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和3年5月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011400573	地域密着型介護老人福祉施設さくらホーム	海南市北赤坂2番地1	短期入所(併設型・空床型)	社会福祉法人さくら福祉会	海南市北赤坂2番地1	令和3.4.30

和歌山県告示第484号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により三谷井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和3年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（令和3年3月31日退任）

職名	氏名	住所
理事	山本恵俊	伊都郡かつらぎ町大字三谷1484番地
理事	阪上資臣	伊都郡かつらぎ町大字兄井316番地
理事	坂上哲雄	伊都郡かつらぎ町大字三谷844番地
理事	大谷尚徳	伊都郡かつらぎ町大字三谷1390番地
理事	窪田全利	橋本市高野口町名古曾1014番地
理事	野上嘉一	伊都郡かつらぎ町大字寺尾132番地の1
理事	北山太	伊都郡かつらぎ町大字東渋田654番地の3
理事	中谷賢司	伊都郡かつらぎ町大字平沼田20番地
監事	正木元治	伊都郡かつらぎ町大字兄井237番地
監事	中村貴美	伊都郡かつらぎ町大字三谷1429番地

2 就任した役員（令和3年4月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	奥村利昭	伊都郡かつらぎ町大字寺尾217番地
理事	花谷久樹	伊都郡かつらぎ町大字寺尾190番地
理事	坂上文雄	伊都郡かつらぎ町大字三谷1685番地の10
理事	志富田晴彦	伊都郡かつらぎ町大字東渋田579番地
理事	岸本勇	伊都郡かつらぎ町大字東渋田666番地の2
理事	楠彰	伊都郡かつらぎ町大字兄井238番地の1
理事	宮本重治	伊都郡かつらぎ町大字三谷1465番地
理事	平岡一晃	伊都郡かつらぎ町大字三谷521番地
監事	長岡宏知	伊都郡かつらぎ町大字東渋田609番地
監事	木村一夫	伊都郡かつらぎ町大字三谷1579番地の17
監事	北辻勝彦	伊都郡かつらぎ町大字三谷1484番地

和歌山県告示第485号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、三谷井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和3年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第486号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和3年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 解除予定保安林の所在場所 日高郡日高川町大字原日浦字平岩303の1、303の2、312の1
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第487号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 橋本市高野口町嵯峨谷字水ノ元662の34
 - 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第488号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡九度山町大字北又字ヲコ谷251の1、251の2、251の4、字下垣内173の3
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びに九度山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第489号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市鮎川字小川3642

- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第490号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町大内川字池ノ谷1407の1
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第491号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和3年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第492号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和3年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第493号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字花坂字木戸口 586番15地先から同町大字花坂 字木戸口586番4地先まで	旧	18.75 } 31.24	83.03	
伊都郡高野町大字花坂字木戸口 586番15地内	新	19.78 } 42.78	81.74	

和歌山県告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告

示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字高野山字捻石 9番2地内	旧	13.62 } 38.27	424.50	
同上	新	23.03 } 160.85	343.34	

和歌山県告示第495号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 伊都郡高野町大字高野山字捻石9番2地内

供用開始の期日 令和3年5月7日

和歌山県告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 橋本五條線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市向副字大西島37番2地先 から同市上田字森ノ本106番3地 先まで	旧	5.82 } 11.86	916.33	

同上	新	10.04 } 32.43	916.33	
----	---	---------------------	--------	--

和歌山県告示第497号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 橋本五條線

供用開始の区間 橋本市向副字大西島37番2地先から同市上田字森ノ本106番3地先まで

供用開始の期日 令和3年5月7日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年5月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党田辺市支部	泉辰徳	主たる事務所の所在地	田辺市本宮町伏拝942-1	田辺市稲成町3006番地	令和3.3.23
日本共産党和歌山県南地区委員会	塩崎和也	代表者	塩崎和也	正垣泰比古	令和3.2.13
自由民主党自由同和会和歌山県支部	榎本淳広	代表者	榎本淳広	北橋雅也	令和3.3.14
		会計責任者	藤崎昇	池田安彦	令和3.3.14

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
幸福実現党田辺後援会	内田進一	会計責任者	松永智生	福岡直子	令和2.7.28
世耕弘成後援会由良町支部	中村和孝	主たる事務所の所在地	日高郡由良町大字戸津井137-1	日高郡由良町大字衣奈192-3	令和3.3.18
		代表者	中村和孝	上道一郎	令和3.3.18

三上ゆきお後援会	坂本雅広	代表者	坂本雅広	平林孝郎	令和 3.3.17
		会計責任者	三上ひとみ	坂本雅広	令和 3.3.17
税理士による鶴保庸介後援会	田中佳則	代表者	田中佳則	川邑宗司	令和 2.12.24
		会計責任者	和田全史	中慎之介	令和 2.12.24
石田真敏かつらぎ町後援会	中阪雅則	主たる事務所の所在地	伊都郡かつらぎ町背ノ山335	伊都郡かつらぎ町丁ノ町728	令和 3.3.25
		代表者	中阪雅則	井本泰造	令和 3.3.25
		会計責任者	溝北好一	雑賀増己	令和 2.10.19
世耕弘成かつらぎ町後援会	中阪雅則	主たる事務所の所在地	伊都郡かつらぎ町背ノ山335	伊都郡かつらぎ町丁ノ町728	令和 3.3.25
		代表者	中阪雅則	井本泰造	令和 3.3.25
		会計責任者	溝北好一	雑賀増己	令和 2.10.19
仁坂吉伸かつらぎ町後援会	中阪雅則	主たる事務所の所在地	伊都郡かつらぎ町背ノ山335	伊都郡かつらぎ町丁ノ町728	令和 3.3.25
		代表者	中阪雅則	井本泰造	令和 3.3.25
		会計責任者	溝北好一	雑賀増己	令和 2.10.19
和歌山県土地家屋調査士政治連盟	稲垣崇	会計責任者	鳶村拓滋	坂口憲司	令和 3.3.26
山路博之後援会	塩寄友也	代表者	塩寄友也	元畑眞	令和 3.3.31
ありだ政経研究会	畑田敏次	主たる事務所の所在地	有田郡有田川町大字野田409番地の3	有田郡有田川町大字明王寺240番地の1	令和 3.2.1
全国産業資源循環連合会政治連盟和歌山県産業資源循環協会和歌山県地区政治連盟	武田全弘	会計責任者	和田年晃	山本彰徳	令和 3.4.1
つるほ庸介後援会日高川鶴翔会	山本啓司	主たる事務所の所在地	日高郡日高川町大字和佐907番地8	日高郡日高川町小熊3850-1	令和 3.4.1
		代表者	山本啓司	熊谷重美	令和 3.4.1

市民がつくる政治の会和歌山支部	中田友里恵	政治団体の名称	市民がつくる政治の会和歌山支部	日本母親連盟和歌山支部	令和3.4.5
世耕弘成後援会有田郡連絡協議会	庄田拓裕	会計責任者	庄田拓裕	上田栄一	令和2.4.3

和歌山県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年5月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
雑賀増己後援会	前田佳昭	令和2.10.19
山田好雄後援会	廣中謙一	令和3.3.31
山田好雄を育てる会（好友会）	滝本和一郎	令和3.3.31

和歌山県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年5月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
国民生活党和歌山県総支部	寺村心	寺村心	和歌山市橋向丁38	令和3.3.31
藤木しんや和歌山県後援会	次本圭吾	大澤千津子	和歌山市美園町五丁目1番地の1	令和3.3.30

和歌山県選挙管理委員会告示第30号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和3年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき公表する。

令和3年5月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名
かせだきごう後援会	和歌山市湊1823-6	加勢田城豪	加勢田佐恵子
公弘後援会	伊都郡高野町大字西富貴8-3	松本敏彦	下垣内チスミ
政治結社皇道振武館	和歌山市磯の浦470-4	平川政明	平川誠